

# 通信制高校に関する制度改正と 今後の制度見直しについて

令和3年11月26日 初等中等教育局参事官(高等学校担当)付 参事官補佐 酒井 啓至



### 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して ~全ての子供たちの可能性を引き出す,個別最適な学びと,協働的な学びの実現~(答申)【概要】

### 第1部 総論

令和3年1月26日中央教育審議会

### 1. 急激に変化する時代の中で育むべき資質・能力

• 社会の在り方が劇的に変わる「Society5.0時代」の到来

新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な「予測困難な時代」

新学習指導要領の着実な実施

ICTの活用

一人一人の児童生徒が、<u>自分のよさや可能性を認識</u>すると ともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様 な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊か な人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることがで きるようにすることが必要

### 2. 日本型学校教育の成り立ちと成果, 直面する課題と新たな動きについて

#### 成果

- 学校が学習指導のみならず、生徒指導の面でも主要な役割を担い、児童生徒の状況を総合的に把握して教師が指導を行うことで、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」は、諸外国から高い評価
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、全国的に学校の臨時休業措置が取られたことにより再認識された学校の役割 ①学習機会と学力の保障 ②全人的な発達・成長の保障 ③身体的、精神的な健康の保障(安全・安心につながることができる居場所・セーフティネット)

#### 課題

子供たちの意欲・関心・学習習慣等や、高い意欲や能力をもった教師やそれを支える職員の力により成果を挙げる一方、変化する社会の中で以下の課題に直面

- 本来であれば家庭や地域でなすべきことまでが学校に委ねられることになり、結果として学校及び教師が担うべき業務の範囲が拡大され、その負担が増大
- 子供たちの多様化(特別支援教育を受ける児童生徒や外国人児童生徒等の増加,貧困,いじめの重大事態や不登校児童生徒数の増加等)
- 生徒の学習意欲の低下
- 教師の長時間勤務による疲弊や教員採用倍率の低下,教師不足の深刻化
- 学習場面におけるデジタルデバイスの使用が低調であるなど、加速度的に進展する情報化への対応の遅れ
- 少子高齢化,人口減少による学校教育の維持とその質の保証に向けた取組の必要性
- 新型コロナウイルス感染症の感染防止策と学校教育活動の両立、今後起こり得る新たな感染症への備えとしての教室環境や指導体制等の整備

教育振興基本計画の理念(自立・協働・創造)の継承

学校における 働き方改革の推進 GIGAスクール構想の 実現 新学習指導要領の 着実な実施

必要な改革を躊躇なく進めることで、従来の日本型学校教育を発展させ、「令和の日本型学校教育」を実現

### 3. 2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿

- (1)個別最適な学び(「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者の視点から整理した概念)
- ◆ 新学習指導要領では、「個に応じた指導」を一層重視し、指導方法や指導体制の工夫改善により、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整えることが示されており、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることが必要
- ◆ GIGAスクール構想の実現による新たなICT環境の活用,少人数によるきめ細かな指導体制の整備を進め,「個に応じた指導」を充実していくことが重要
- ◆ その際, 「主体的・対話的で深い学び」を実現し、学びの動機付けや幅広い資質・能力の育成に向けた効果的な取組を展開し, 個々の家庭の経済事情等に左右されることなく、子供たちに必要な力を育む

#### 指導の個別化

- 基礎的・基本的な知識・技能等を確実に習得させ、思考力・判断力・表現力等や、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するため、
  - ・支援が必要な子供により重点的な指導を行うことなど効果的な指導を実現
  - ・特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材等の柔軟な提供・設定を行う

#### 学習の個性化

- 基礎的・基本的な知識・技能等や情報活用能力等の学習の基盤となる資質・能力等を土台として、子供の興味・関心等に応じ、一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供することで、子供自身が学習が最適となるよう調整する
- ◆ 「個別最適な学び」が進められるよう,これまで以上に**子供の成長やつまずき,悩みなどの理解に努め,個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく** 指導・支援することや,子供が自らの学習の状況を把握し,主体的に学習を調整することができるよう促していくことが求められる
- ◆ その際、ICTの活用により、学習履歴 (スタディ・ログ) や生徒指導上のデータ、健康診断情報等を利活用することや、教師の負担を軽減することが重要

### それぞれの学びを一体的に充実し 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる

### ②協働的な学び

- ◆「個別最適な学び」が「孤立した学び」に陥らないよう,探究的な学習や体験活動等を通じ,子供同士で,あるいは多様な他者と協働しながら,他者を価値 ある存在として尊重し,様々な社会的な変化を乗り越え,持続可能な社会の創り手となることができるよう,必要な資質・能力を育成する「協働的な学び」を充 実することも重要
- ◆集団の中で個が埋没してしまうことのないよう,一人一人のよい点や可能性を生かすことで,異なる考え方が組み合わさり,よりよい学びを生み出す
- 知・徳・体を一体的に育むためには、教師と子供、子供同士の関わり合い、自分の感覚や行為を通して理解する実習・実験、地域社会での体験活動など、様々な場面でリアルな体験を通じて学ぶことの重要性が、AI技術が高度に発達するSociety5.0時代にこそ一層高まる
- 同一学年・学級はもとより、異学年間の学びや、ICTの活用による空間的・時間的制約を超えた他の学校の子供等との学び合いも大切

### 4. 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

- ◆全ての子供たちの知・徳・体を一体的に育むため、これまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的 な発達・成長の保障、③安全安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障を学校教育の本質的な役割として重視し、継承して いく
- ◆ 教職員定数, 専門スタッフの拡充等の人的資源, ICT環境や学校施設の整備等の物的資源を十分に供給・支援することが国に求められる役割
- ◆ 学校だけでなく**地域住民等と連携・協働**し、学校と地域が相互にパートナーとして一体となって子供たちの成長を支えていく
- ◆一斉授業か個別学習か、履修主義か修得主義か、デジタルかアナログか、遠隔・オンラインか対面・オフラインかといった「二項対立」の陥穽に陥らず、教育の質の向上のために、発達の段階や学習場面等により、どちらの良さも適切に組み合わせて生かしていく
- ◆ 教育政策のPDCAサイクルの着実な推進

### 全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現のための改革の方向性

#### (1) 学校教育の質と多様性,包摂性を高め,教育の機会均等を実現する

- 子供たちの資質・能力をより一層確実に育むため、基礎学力を保障してその才能を十分に伸ばし、社会性等を育むことができるよう、学校教育の質を高める
- 学校に十分な人的配置を実現し、1人1台端末や先端技術を活用しつつ、 多様化する子供たちに対応して個別最適な学びを実現しながら、学校の多様性 と包摂性を高める
- ICTの活用や関係機関との連携を含め、学校教育に馴染めないでいる子供に対して実質的に学びの機会を保障するとともに、地理的条件に関わらず、教育の質と機会均等を確保

#### (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する

- 校長を中心に学校組織のマネジメント力の強化を図るとともに、学校内外との関係で「連携と分担」による学校マネジメントを実現
- 外部人材や専門スタッフ等,多様な人材が指導に携わることのできる学校の実現, 事務職員の校務運営への参画機会の拡大,教師同士の役割の適切な分担
- 学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を果たし、相互に連携・協働して、地域全体で子供たちの成長を支えていく環境を整備
- カリキュラム・マネジメントを進めつつ, 学校が家庭や地域社会と連携し, 社会と つながる協働的な学びを実現

#### (3) これまでの実践とICTとの最適な組合せを実現する

- ICTや先端技術の効果的な活用により、新学習指導要領の着実な実施、個別に最適な学びや支援、可視化が難しかった学びの知見の共有等が可能
- GIGAスクール構想の実現を最大限生かし、教師が対面指導と遠隔・オンライン教育とを使いこなす(ハイブリッド化)ことで、様々な課題を解決し、教育の質を向上
- 教師による対面指導や子供同士による学び合い,多様な体験活動の重要性が一層高まる中で,ICTを活用しながら協働的な学びを実現し,多様な他者とともに問題発見・解決に挑む資質・能力を育成

#### (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる

- 修得主義や課程主義は、個人の学習状況に着目するため、個に応じた指導等に 対する寛容さ等の特徴があるが、集団としての教育の在り方が問われる面は少ない
- 履修主義や年齢主義は、集団に対し、ある一定の期間をかけて共通に教育を 行う性格を有し、一定の期間の中で、個々人の成長に必要な時間のかかり方 を多様に許容し包含する一方、過度の同調性や画一性をもたらす可能性
- 義務教育段階においては、進級や卒業の要件としては年齢主義を基本としつつも、教育課程の履修を判断する基準としては履修主義と修得主義の考え方を適切に組み合わせ、「個別最適な学び」及び「協働的な学び」との関係も踏まえつつ、それぞれの長所を取り入れる
- 高等学校教育においては、その特質を踏まえた教育課程の在り方を検討
- これまで以上に多様性を尊重, ICT等も活用しつつカリキュラム・マネジメントを充実

#### (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する

- 今般の新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ,新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても必要な教育活動の継続
- ●「新しい生活様式」も踏まえ、子供の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備や、新しい時代の教室環境に応じた指導体制、必要な施設・設備の整備
- 臨時休業時等であっても、関係機関等との連携を図りつつ、子供たちと学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、子供たちの学びを保障する
- 感染症に対する差別や偏見,誹謗中傷等を許さない
- 首長部局や保護者, 地域と連携・協働しつつ, 率先して課題に取り組み, 学校を支援する教育委員会の在り方について検討

#### (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

- 少子高齢化や人口減少等で社会構造が変化する中,学校教育の持続可能性を確保しつつ魅力ある学校教育の実現に向け,必要な制度改正や運用改善を実施
- 魅力的で質の高い学校教育を地方においても実現するため、高齢者を含む多様な地域の人材が学校教育に関わるとともに、学校の配置や施設の維持管理、学校間連携の在り方を検討

### 3. 新時代に対応した高等学校教育等の在り方について

#### (1) 基本的な考え方

- 高等学校には様々な背景を持つ生徒が在籍していることから、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じた学びを実現することが必要
- 高等学校における教育活動を、高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するためのものへと転換
- 社会経済の変化や令和4年度から実施される新しい高等学校学習指導要領を踏まえた高等学校の在り方の検討が必要
- 生徒が高等学校在学中に主権者の1人としての自覚を深めていく学びが求められていることを踏まえ、学びに向かう力の育成やキャリア教育の充実を図ることが必要
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割や価値を踏まえ、遠隔・オンラインと対面・オフラインの最適な組み合わせを検討

#### (2) 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の 特色化・魅力化

- ① 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化(スクール・ミッションの再定義)
- •各設置者は、各学校の存在意義や期待される社会的役割、目指すべき学校像を明確化する形で再定義
- ② 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針の策定(スクール・ポリシーの策定)
- ・各学校はスクール・ミッションに基づき、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」の3つの方針(スクール・ポリシー)を策定・公表
- 教育課程や個々の授業, 入学者選抜等について組織的かつ計画な実施とともに不断の改善が必要
- ③「普通教育を主とする学科」の弾力化・大綱化(普通科改革)
- 「普通教育を主とする学科」を置く各高等学校が、各設置者の判断により、学際的な学びに重点的に取り組む学科、地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科等を設置可能とする制度的措置
- ・新たな学科における教育課程においては、学校設定教科・科目や総合的な探究の時間を各年次に わたって体系的に開設、国内外の関係機関との連携・協働体制の構築、コーディネーターの配置
- ④ 産業界と一体となって地域産業界を支える革新的職業人材の育成(専門学科改革)
- ・地域の産官学が一体となり将来の地域産業界の在り方を検討,専門高校段階での人材育成の在り方を整理,それに基づく教育課程の開発・実践,教師の資質・能力の向上と施設・整備の充実
- ・高等教育機関等と連携した先取り履修等の取組推進,3年間に限らない教育課程や高等教育機関等と連携した一貫した教育課程の開発・実施の検討
- ⑤ 新しい時代にこそ求められる総合学科における学びの推進
- 多様な開設科目という特徴を生かした教育活動を展開するため、教科・科目等とのつながりや2年次以降の学びとの接続を意識したカリキュラム・マネジメント、ICTの活用を伴った各高等学校のネットワーク化による他校の科目履修を単位認定する仕組みの活用、外部人材や地域資源の活用の推進
- ⑥ 高等教育機関や地域社会等の関係機関と連携・協働した高度な学びの提供
- •特色・魅力ある教育活動のため、地域社会や高等教育機関等の関係機関との連携・協働が必要
- 各学校や地域の実情に応じ、コンソーシアムという形も含めて関係機関との連携・協働をコーディネート する体制を構築
- 複数の高等学校が連携・協働して高度かつ多様なプログラムを開発・共有し、全国の高校生がこうした学習プログラムに参加することを可能とする取り組みの促進

### (3) 定時制・通信制課程における多様な学習ニーズへの 対応と質保証

- ① 専門スタッフの充実や関係機関との連携強化, ICTの効果的な活用等によるきめ細やかな指導・支援
- SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進
- ・多様な学習ニーズに応じたICTを効果的に利活用した指導・評価方法の在り方等の検討
- ② 高等学校通信教育の質保証
- •通信教育実施計画の作成義務化,面接指導等実施施設の教育環境の基準や少人数による面接指導を基幹とすべきことの明確化,教育活動等に関する情報公開の義務化等による質保証の徹底

### (4) STEAM教育等の教科等横断的な学習の推進による 資質・能力の育成

- ●STEAMのAの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、 政治、倫理等を含めた広い範囲で定義し推進することが重要
- ●文理の枠を超えて教科等横断的な視点に立って進めることが重要
- ●小中学校での教科等横断的な学習や探究的な学習等を充実
- ●高等学校においては総合的な探究の時間や理数探究を中心として STEAM教育に取り組むとともに、教科等横断的な視点で教育課程 を編成し、地域や関係機関と連携・協働しつつ、生徒や地域の実態 にあった探究学習を充実

### (5) 高等専修学校の機能強化

● 国による教育カリキュラムの開発, 地域・企業等との連携を通じた教育体制の構築支援, 好事例の収集・分析・周知

### 新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改正等について(概要)

○「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して(答申)」(令和3年1月26日 中央教育審議会)及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ(審議まとめ)」(令和2年11月13日 同ワーキンググループ)等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

### 1 各高等学校の特色化・魅力化 【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

- ◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義
- ・ 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、**各高 等学校に期待される社会的役割等(いわゆるスクール・ミッション)を再定義**することが望まれる。
- ◆高等学校における「三つの方針」の策定・公表
  - ・高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに<u>以下の方針(いわゆるスクール・ポリシー)を定め、公表するものとする</u>。
    - (a)高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針
    - (b)教育課程の編成及び実施に関する方針
    - (c)入学者の受け入れに関する方針

(※) 令和4年4月1日から施行(令和6年度末まで経過措置)

- ◆高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備
- ・高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。

(※)令和4年4月1日から施行

### 2 普通科改革(高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化)

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- ・普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。
- ・普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。
- ・普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。
  - (a) 学際領域に関する学科については大学等との連携協力体制を整備するものとする。
  - (b) 地域社会に関する学科については地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。
  - (c) 上記 2 学科は、**関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努める**ものとする。

(※)令和4年4月1日から施行予定

### 3 高等学校通信教育の質保証 (高等学校通信教育規程等の一部改正、通知事項)

### ①通信制課程における教育課程の編成・実施の適正化

### ◆ 通信教育実施計画の作成・明示等

・通信教育の方法・内容や一年間の計画等を科目ごとに記載した計画として、通信教育実施計画を策定・明示するものとする。

### ◆ 同時に面接指導を受ける生徒数

・同時に面接指導を受ける生徒数は、少人数とすることを基本としつつ、40人を超えないものであることを明確化。

### ◆ 関係法令の趣旨明確化

- ・試験は、添削指導・面接指導との関連を図り、その内容及び時期を適切に定めなければならないこととする。
- ・<u>多様なメディアを利用して行う学習</u>により面接指導等の時間数を免除する場合には、本来行われるべき学習の量・質を低下させることがないよう、 免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるとともに、多面的・多角的な評価を行うなど学習評価の充実を図るものとする。
- ・集中スクーリングは、多くとも1日8単位時間までを目安に設定するなど、生徒・教師の健康面・指導面の効果を考慮して適切に定めることとする。

### ②サテライト施設の教育水準の確保

### ◆サテライト施設の法的位置付けの明確化

・通信制高校の展開するサテライト施設について、最低限の教育水準を確保するため、「通信教育連携協力施設」として法的位置付けを明確化。

### ◆ 高等学校教育を担うに相応しい教育水準の確保

- ・面接指導等の実施に連携協力するサテライト施設は、<u>本校の基準に照ら</u>して、適切な編制・施設・設備等を備えなければならないものとする。
- ・所轄の都道府県の区域外に所在するサテライト施設は、その<u>所在地の都</u> 道府県知事が定める設置認可基準を参酌して、適切性を確認する。

### ③主体的な学校運営改善の徹底

### ◆ サテライト施設を含めた学校評価の充実

- ・通信制高校の展開するサテライト施設について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表を努めるものとする。
- ◆ 教育活動等の情報の公表
- ・公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、サテライト施設ごとに、生徒数・教職員数、教育課程、施設・設備等の教育環境、卒業後の進路状況など、教育活動等の情報を公表するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

### 4 多様な学習ニーズへの対応 【学校教育法施行規則、高等学校単位制教育規程等の一部改正】

- ◆ 学校間連携制度の対象拡大 · 学校間連携制度の対象について総合的な学習の時間(総合的な探究の時間)を加える。
- ◆ **少年院の矯正教育の単位認定** ・ 少年院の矯正教育で、高等学校学習指導要領に準じて行うものについて、単位認定を可能とする。

(※) 令和3年4月1日から施行予定

◆ 単位制課程における教育課程の情報の公表 ・ 単位制高等学校の設置者は、その教育課程に関する情報を明示するものとする。

(※) 令和4年4月1日から施行予定

6

### 広域通信制高校に対する点検調査を通じて明らかになった不適切な事案(概要)

○ 平成27年のウィッツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動等が明らかとなった状況を受けて、所轄庁と共同で広域通信制高等学校に対する実地での立ち入り調査(点検調査)を実施(これまで36校に対して実施)。 点検調査を通じて、例えば以下のような指摘がなされている。

### 点検調査で確認された不適切な教育活動等(例)

### ○教育課程の編成・実施に関する主な事案

- 学習指導要領で定める面接指導が未実施であった事例、面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者や、当該学校の教員以外の者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 複数の科目の面接指導について、一人の教員が同一の教室で同一の内容で実施していた事案
- 総合的な学習の時間の面接指導と特別活動の面接指導を同一時間帯に同一内容で行い、それぞれの時間数として算定していた事案
- ・ 面接指導において生徒の出欠を確認せず、生徒の履修状況を適切に確認しないままに単位認定を行っていた事案
- ・ 100人を超える生徒に対し、教員が1名で面接指導を実施していた事案
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事案
- ・ 試験の実施を面接指導の時間数としてカウントする事案、試験を1科目20分で行う事案
- ・ 面接指導時に感想文の提出をもって添削指導としていた事案、面接指導の際に添削指導を行っている事案
- ・ 総合学科であるにも関わらず、専門教科・科目の開設がなされていなかった事案

### ○広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する主な事例

- ・ 提携する民間サポート施設を当該高校の施設のように表現し、当該高校への入学も民間サポート施設任せにしていた事案
- サテライト施設において、担当教科・科目の教員によらない指導又は学習支援の時間を、当該教科・科目の面接指導の時間 数としてカウントする事案

### ○学校の管理運営に関する主な事例

- ・ 学校教育法施行規則に定める表簿が適切に備えられていなかった事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設において、面接指導が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が大幅に超過していた事案

### 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の更なる質保証については、生徒の学びを保障する観点から解決すべき 課題が多く、通信制課程における高等学校教育のこれからの在り方等について検討を行う必要があることから、「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方に関する調査研究協力者会議を設置

### 検討事項

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた通信制高等学校の在り方について

- (1) 通信制課程の教育方法や学習支援体制の在り方
- (2) 設置認可基準・所轄庁の在り方
- (3) その他

### 委員

五十音順

### 【氏名】

### - 七学学芸

- ・青木 栄一
- 東北大学教授
- ·吾妻 俊治

東海大学付属望星高等学校長

【職名】

- ・荒瀬 克己
- 独立行政法人教職員支援機構理事長
- ・岩本 悠 一般財団法人地域・教育魅力化プラット

フォーム代表理事

- •大河原 遼平
- TMI総合法律事務所弁護士
- •篠原 朋子
- NHK学園高等学校長 山手学院中学校·高等学校長
- ·時乗 洋昭
- 神奈川県立横浜修悠館高等学校長
- ·原口瑞
- 仲宗川県

  山梨大学大学教育センター教授
- ・日永 龍彦
- 太平洋学園高等学校長
- 光富 祥材松 洋子
- 島根県立宍道高等学校長
- ·森田裕介
- 早稲田大学人間科学学術院教授

(計12名)

### 検討の背景

- 現在の通信制課程の教育制度は、<u>勤労青少年を前提として、自宅等において「自学自習」に取り組むことを原則</u>とした特例的な教育方法(<u>添削指導、面接指導、試験、多様なメ</u>ディアを利用した教育)を採用
- 一方、広域通信制高等学校の生徒の実態として、その3 分の2は不登校経験のある16~18歳の未就業者が主。これらの生徒は、在籍する高等学校の本校所在地から遠距離にある都市部等に在住している場合が多く、「自学自習」の学習習慣を身に付けることが困難な傾向が強く、本制度が従来想定していた学ぶ意欲を強く持ちながらも就業のためにその機会が得られないといった生徒像とは大きく異なる
- 近年、広域通信制高等学校の設置数が急激に増加しているが、一部の学校では多様な生徒の実態に対応した学校教育としての質保証が十分ではなく、不適切な学校運営や不十分な教育活動等の実態が見られるとともに、広域通信制高等学校が設置するいわゆる「サテライト施設」が所轄庁の自治体の圏域を超えて全国各地に多数設置されており、その設置認可等の在り方も大きな課題

# 単位修得にあたっての全日制・定時制と通信制の違い

### 1単位を修得するに必要となる学習

- (1)全日制・定時制の場合
  - 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算
    - ⇒ 50分×35単位時間の学習量が必要
- (2)通信制の場合(国語、地理歴史、公民及び数学の場合)
  - 白学白習

+

添削指導(3回)

+

面接指導(1単位時間(50分))

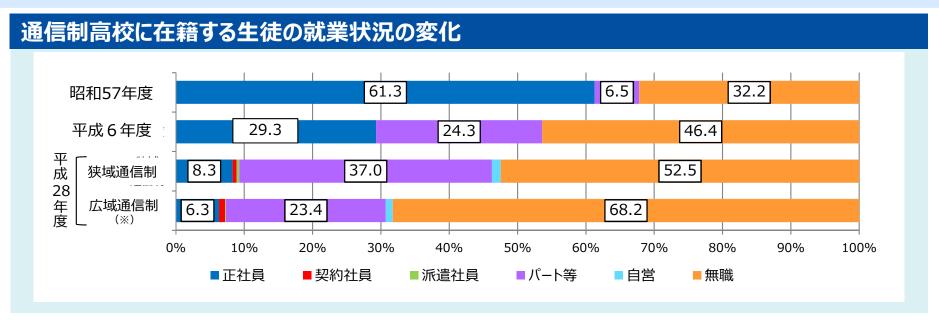
+

多様なメディアを利用した指導 ※面接指導時間の減免が可能

⇒ 法令上の学習量の定めは、添削指導(3回)と面接指導(50分)であり、基本は自学自習 により学習を実施

# 通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

○ <u>通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く</u>、生徒の実態が変容している状況にある。



### 通信制高校に在籍する生徒の実態等

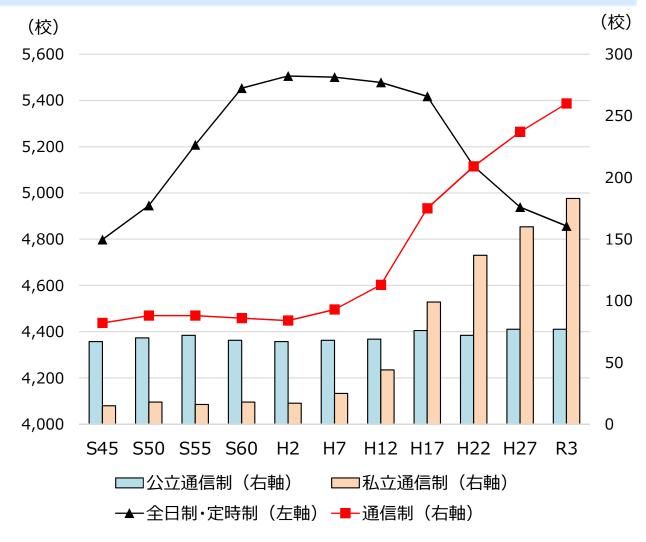
	狭域 通信制	広域 通信制 <sup>(※)</sup>
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある(外国籍・日本語を母語としない)生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験(刑法犯罪等)を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

# 高等学校の学校数 (公私別推移)

(校)

- 高等学校の<u>学校数の推移</u>について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、<u>通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向</u>にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、<a href="#">私立通信制の校数は大き<増加</a>している。

	全日		通信	(松)
	定時	公立	私立	計
S45	4,798	67	15	82
S50	4,946	70	18	88
S55	5,208	72	16	88
S60	5,453	68	18	86
H2	5,506	67	17	84
Н7	5,501	68	25	93
H12	5,478	69	44	113
H17	5,418	76	99	175
H22	5,116	72	137	209
H27	4,939	77	160	237
R3	4,857	77	183	260

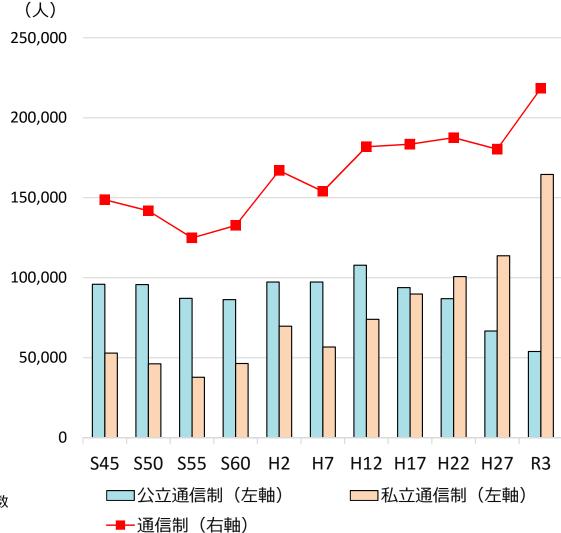


# 高等学校の生徒数 (公私別推移)

- 高等学校の<u>生徒数の推移</u>について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、<u>通信制課</u> 程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、<u>私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少</u>している。 (平成2年からの20年間で、<u>私立の生徒数は2倍以上に増加する一方で、公立の生徒は半減</u>)

(1)

				(人)				
	全日	通信						
	定時	公立	私立	計				
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748				
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799				
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870				
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644				
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986				
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983				
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877				
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518				
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538				
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393				
R3	3,008,182	53,880	164,548	218,428				



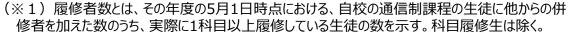
<sup>(※1)</sup>全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。

<sup>(※2)</sup> 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

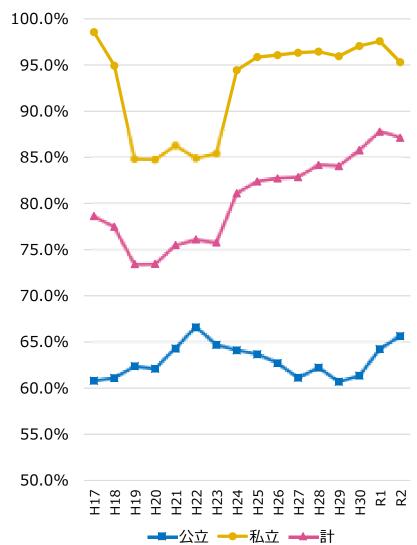
# 通信制課程の履修者数 (公私別推移)

- 通信制課程の履修者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち履修者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和2年5月1日現在では、公立通信制が65.6%、私立通信制が95.3%となっている。

	公	立	私	<u> </u>	計		
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	
H17	61,022	60.8%	88,550	98.6%	149,572	78.6%	
H18	59,334	61.1%	86,662	94.9%	145,996	77.5%	
H19	59,412	62.4%	78,673	84.8%	138,085	73.4%	
H20	58,542	62.1%	80,529	84.7%	139,071	73.5%	
H21	60,401	64.3%	84,618	86.2%	145,019	75.5%	
H22	<b>H22</b> 61,850		85,573	84.9%	147,423	76.1%	
H23	58,229	64.7%	88,788	85.4%	147,017	75.8%	
H24	54,853	64.1%	103,072 94.5%		157,925	81.1%	
H25	50,639	63.7%	106,069	95.9%	156,708	82.4%	
H26	47,121	62.7%	108,222	96.1%	155,343	82.7%	
H27	43,165	61.1%	109,584	96.3%	152,749	82.9%	
H28	41,189	62.2%	114,106	96.5%	155,295	84.2%	
H29	37,992	60.7%	117,854	96.0%	155,846	84.1%	
H30	36,750	61.4%	125,455	97.1%	162,205	85.8%	
R1	37,702	64.2%	137,926	97.6%	175,628	87.8%	
R2	37,978	65.6%	144,450	95.3%	182,428	87.1%	



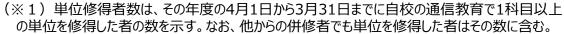
<sup>(※2)</sup> 表中の「割合」は、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち履修者数が占める割合を示す。



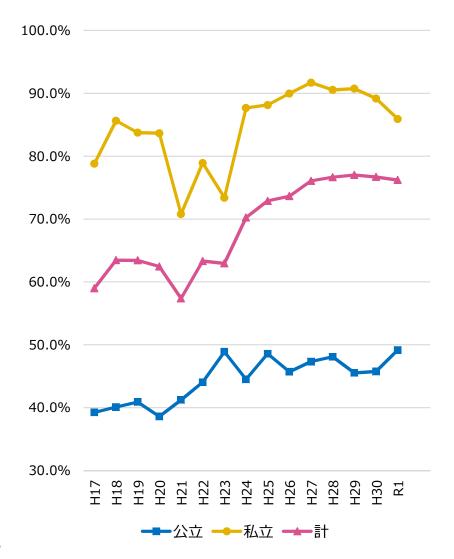
# 通信制課程の単位修得者数 (公私別推移)

- 通信制課程の単位修得者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち単位修得者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和元年度間では、公立通信制が49.2%、私立通信制が85.9%となっている。

	公	立	私	立	計		
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	
H17	37,709	39.2%	75,467	78.8%	113,176	59.0%	
H18	36,818	40.1%	82,737	85.6%	119,555	63.5%	
H19	37,128	40.9%	84,301	83.7%	121,429	63.4%	
H20	35,232 38.6%		85,844	83.6%	121,076	62.4%	
H21	36,605	41.2%	75,656 70.8%		112,261	57.4%	
H22	39,305 44.1%		86,868	78.9%	126,173 63.3%		
H23	<b>3</b> 41,579 48.9%		83,977	73.4%	125,556	62.9%	
H24	35,724	44.5%	103,743	87.7%	139,467	70.2%	
H25	36,466	48.6%	105,436 88.1%		141,902	72.9%	
H26	32,481	45.7%	109,321 90.0%		141,802	73.6%	
H27	31,820	47.3%	113,384	91.7%	145,204	76.1%	
H28	29,960	48.1%	115,960	90.5%	145,920	76.7%	
H29	26,929	45.5%	122,849	90.7%	149,778	77.0%	
H30	26,271	45.7%	126,958	89.2%	153,229	76.7%	
R1	27,384	49.2%	133,267	85.9%	160,651	76.2%	



<sup>(※2)</sup> 表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えて年度間退学者数を減じた数のうち、その年度の単位修得者数が占める割合を示す。

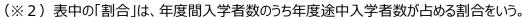


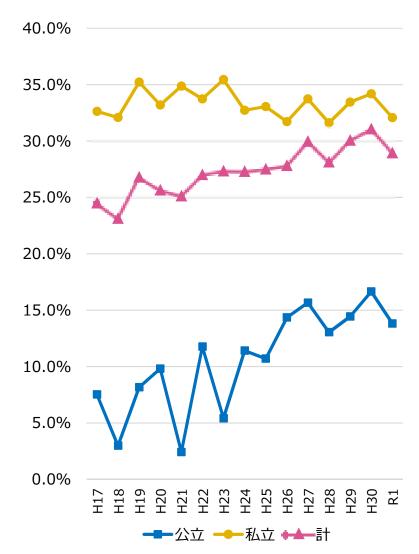
# 通信制課程の年度途中入学者数 (公私別推移)

- 通信制課程の年度途中入学者数は、全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、年度間入学者のうち年度途中入学者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い 状況が続いており、令和元年度間では、公立通信制が13.8%、私立通信制が32.1%となっている。

	公	立	私	立	計		
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	
H17	1444	7.5%	12951	32.6%	14395	24.4%	
H18	527	3.0%	12657	32.1%	13184	23.1%	
H19	1510	8.2%	14309	35.2%	15819	26.8%	
H20	1914	9.8%	13439	33.2%	15353	25.6%	
H21	433	2.4%	14460	34.9%	14893	25.1%	
H22	<b>22</b> 2318 1		14934	33.7%	17252	27.0%	
H23	<b>H23</b> 926		16242	35.5%	17168	27.3%	
H24	1902	11.4%	15752	32.7%	17654	27.2%	
H25	1700	10.7%	15757	33.0%	17457	27.5%	
H26	2081	14.4%	15652	31.7%	17733	27.8%	
H27	2172	15.7%	17453	33.7%	19625	29.9%	
H28	1634	13.0%	16877 31.6%		18511	28.1%	
H29	1841	14.4%	19378 33.4%		21219	30.0%	
H30	2207	16.7%	20658	34.2%	22865	31.0%	
R1	1946	13.8%	21393	32.1%	23339	28.9%	

<sup>(※1)</sup>年度途中入学者数とは、その年度の5月2日から3月31日までに入学を決定した者の数を示す。なお、転学者・転籍者はその数に含む。

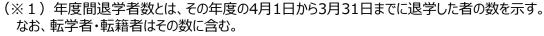




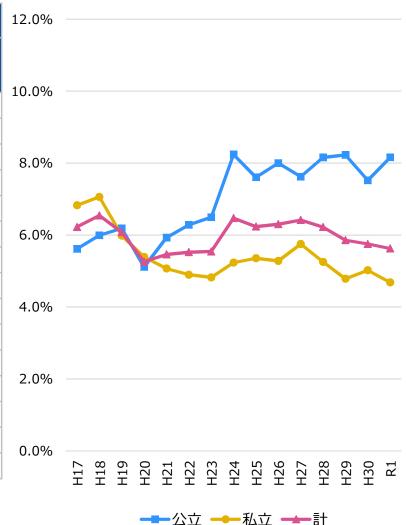
# 通信制課程の年度間退学者数 (公私別推移)

- 通信制課程の年度間退学者数は、全体として概ね横ばいとなっている。
- 公私別で見れば、全体の生徒のうち年度間退学者が占める割合は、近年、公立通信制の方が私立通信制よりもやや高い状況が続いており、令和元年度間では、公立通信制が8.2%、私立通信制が4.7%となっている。

	公	立	私	立	計		
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	
H17	5,715	5.6%	7,017	6.8%	12,732	6.2%	
H18	5,852	6.0%	7,340	7.1%	13,192	6.5%	
H19	5,984	6.2%	6,409	6.0%	12,393	6.1%	
H20	4,914	5.1%	5,848	5.4%	10,762	5.3%	
H21	5,595	5.9%	5,709	5.1%	11,304	5.5%	
H22	5,981	6.3%	5,670 4.9%		11,651	5.5%	
H23	5,908	6.5%	5,799	5,799 4.8%		5.5%	
H24	7,205	8.2%	6,538 5.2%		13,743	6.5%	
H25	6,179	7.6%	6,768	5.4%	12,947	6.2%	
H26	6,178	8.0%	6,776	5.3%	12,954	6.3%	
H27	5,546	7.6%	7,546	5.8%	13,092	6.4%	
H28	5,531	8.2%	7,102 5.3%		12,633	6.2%	
H29	5,300	8.2%	6,805 4.8%		12,105	5.9%	
H30	4,669	7.5%	7,526	5.0%	12,195	5.8%	
R1	4,946	8.2%	7,623	4.7%	12,569	5.6%	



<sup>(※2)</sup>表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えた数のうち、年度間退学者数が占める割合を示す。



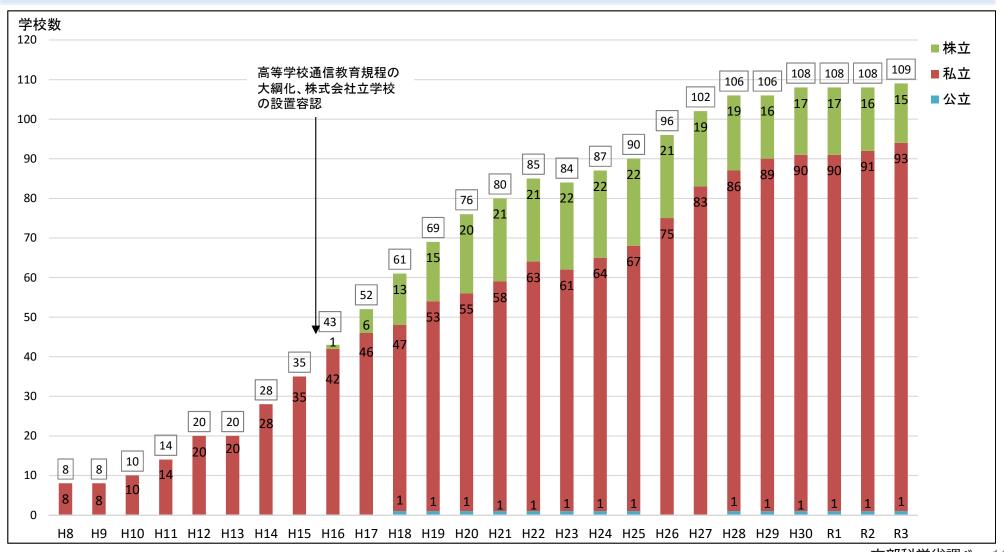
# 通信制課程の教員数(令和2年5月1日現在)

	<u></u>		校長	副校長	教頭	主幹教諭	指導 教諭	教諭	助教諭	養護 教諭	養護 助教諭	栄養 教諭	講師	計	1校あたり の教員数	教員1人あ たり生徒数
		本務者	8	15	74	15	2	1,293	1	14	4	0	107	1,533	19.7	36.1
	¥	校内	-	0	0	0	0	110	0	7	10	0	246	373		
公立	兼務者	協力校	-	0	30	16	0	1,192	0	13	4	0	417	1,672	32.8	-
_	有	その他	0	0	1	0	0	37	0	14	14	0	444	510		
		小計	8	15	105	31	2	2,632	1	48	32	0	1,214	4,088	52.4	13.6
		本務者	94	75	193	119	35	2,665	8	83	0	0	519	3,791	21.2	40.0
	<b>¥</b>	校内	-	7	12	10	2	446	2	45	1	0	943	1,468	40.2	
私立	兼務者	協力校	-	5	7	0	0	256	0	4	0	0	294	566		-
_	首	その他	15	6	7	0	1	186	2	23	1	0	4,921	5,162		
		小計	109	93	219	129	38	3,323	12	155	2	0	6,677	10,987	61.3	13.8
		本務者	102	90	267	134	37	3,958	9	97	4	0	626	5,324	20.7	38.9
	兼	校内	-	7	12	10	2	556	2	52	11	0	1,189	1,841		
計	務	協力校	-	5	37	16	0	1,448	0	17	4	0	711	2,238	37.9	-
	者	その他	15	6	8	0	1	223	2	37	15	0	5,365	5,672		
		総計	117	108	324	160	40	6,185	13	203	34	0	7,891	15,075	58.7	13.7

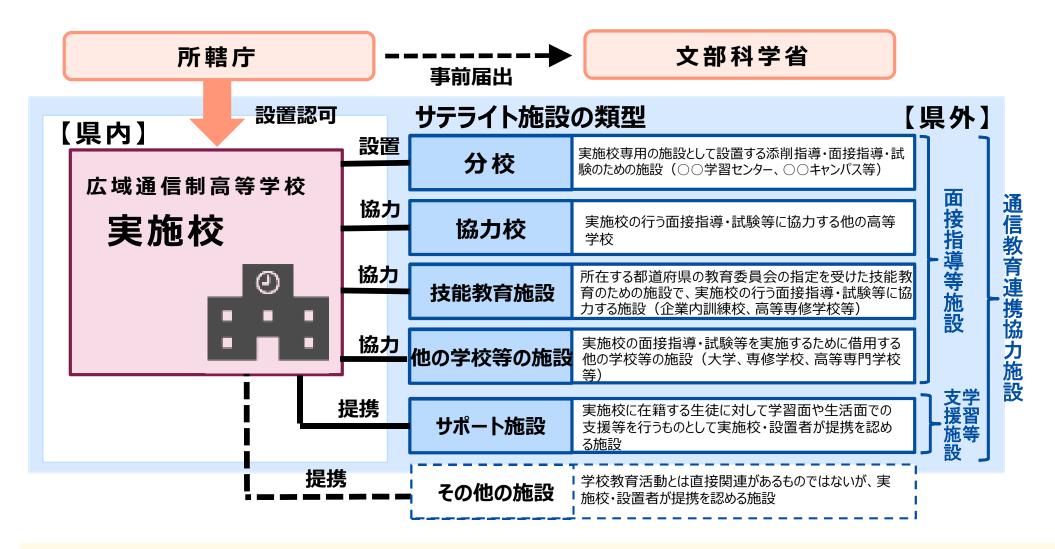
(出典) 文部科学省「学校基本調査」

# 広域通信制高校の学校数の推移

- 広域通信制高校の学校数については、<mark>平成10年以降、急激に増加</mark>。平成10年からの10年間で66校増加し、平成 20年からの10年間で32校増加している。
- 令和2年度においては、広域通信制高校のうち、収容定員が1万人以上の学校が6校、5千人以上1万人未満の 学校が8校、1千人以上5千人未満の学校が44校、1千人未満の学校が51校となっている。



### 広域通信制高等学校のサテライト施設の類型と不適切な事案の例



### 【違法・不適切な学校運営や教育活動等の事案】

- ・ 学習指導要領で定める面接指導が未実施であった事例、面接指導の回数が不足していた事案
- ・ 相当する教員免許を有していない者や、当該学校の教員以外の者が添削指導や面接指導を行っていた事案
- ・ 生徒が独自に行ったアルバイトを特別活動の時間としてカウントする事案
- ・ 所轄庁の認可を受けていない施設において、面接指導が実施されていた事案
- ・ 学則に定める収容定員に対して在籍生徒数が大幅に超過していた事案

### 広域通信制高等学校の設置認可及び監督をめぐる関係

設置

・協力

・提携

### 広域通信制高等学校 実施 校

・3以上の都道府県で生徒募集を行い、通信教育を実施



※一部の広域通信制高校では、集中スクーリング形式により、実施校で面接指導を実施している学校もある

# 設置認可· 監督

# 分

# 実施校が所在する都道府県

- ・所轄庁として、広域通信制高校や面接指導等実施施設の設置認可を行う
- ・学校運営や教育活動等について監督を行う
- ・実態として、**都道府県の区域を越えた施設に** 対して監督を行うことは物理的に困難
- ・提携するサポート施設に対する直接の監督は 困難

### サテライト施設

- ・面接指導や添削指導のサポート等を実施
- ・主に、当該施設が所在する都道府県内の生徒が在籍

本校専用の施設として設置する添削指導・面接指導・試験のための施設 分校 面接指導等実施施 (○○学習センター、○○キャンパス等) 通信教育連携協力施 協力校 本校の行う面接指導・試験等に協力する他の高等学校 所在する都道府県の教育委員会の指定を受けた技能教育のための施 技能教育施設 設で、本校の行う面接指導・試験等に協力する施設(企業内訓練校 、高等専修学校等 設 本校の面接指導・試験等を実施するために借用する他の学校等の施設 他の学校等の施設 (大学、専修学校、高等専門学校等) 支援施設 本校に在籍する生徒に対して学習面や生活面での支援等を行うもの サポート施設 として実施校・設置者が提携を認める施設



設置認可·監督

### サテライト施設が所在する都道府県

- ・現行制度においては、サテライト施設に対して**行政指導等を 行う権限を有しておらず**関与できない
- ・当該施設の生徒数や教育活動の実態を把握すること等については、現行の権限上、困難
- ・都道府県の域内の子どもたちに対する教育活動である以上、 一定の責任を持って、関与したいという意見もある

# 本会議の検討課題(教育方法や学習支援体制に関する課題)

- 〇 通信制高等学校は、高い学習意欲を持ち、生徒指導や進路指導等の必要がない勤労青年を前提として、通信教育の方法を用いて「自学自習」により高校卒業を可能とするために、必要な制度 設計が行われている。
- 〇 しかしながら、現在の通信制高校に在籍する生徒の多くは、<u>制度が想定する生徒像とは異なり、勤労青少年ではない様々な事情を抱えた生徒が多数を占めている</u>。これらの生徒の中には、<u>全日制・定時制よりも手厚い学習サポートを求めている者も多く在籍</u>していると考えられる。
- 通信制高校の中には、全国各地に生徒が在住している大規模な学校や、いわゆる「集中スクーリング形式」による面接指導を通じた単位認定を行っている学校なども数多くあり、また、サテライト施設や提携するサポート校での学びを選択する生徒も数多く在籍している。一方で、一部の学校において、法令順守がなされておらず、不適切な教育活動が行われている実態も明らかになっている。



- ・ 現在の通信制高校に在籍する生徒の実態を踏まえると、全ての生徒が「自学自習」できることを前提とするのではなく、通信制高校の現在の実態を踏まえた通信制高校の新たな学習形態を検討することが必要ではないか
- その際、子供たちの知・徳・体を一体で育む「日本型学校教育」を通信制高校においても確 実に実現し、高等学校として適切な水準の教育を担保する観点に意を用いて、検討を進める ことが必要ではないか

# 本会議の検討課題(設置認可基準や所轄庁に関する課題)

- <u>広域通信制高校の設置数が急激に増加</u>しているが、一部の学校では学校教育としての質保証が十分ではなく、不適切な学校運営や不十分な教育活動等の実態が見られる。また、広域通信制高校が設置するサテライト施設が所轄庁の圏域を超えて全国に設置されており、所轄庁の圏域を超えた監督に課題がある。一方で、サテライト施設が所在する都道府県からすると、同施設の生徒は当該都道府県在住にも関わらず、当該都道府県が関与することがない状況がある。
- 〇 現在の高等学校通信教育規程は大綱化されており、<u>実際の設置認可に際しては各所轄庁が定める認可基準によるところ</u>となる。一方、サテライト施設の設置にあたっては、<u>設置認可を行う所轄庁の認可に係る基準が適用されることとなり、同一都道府県に設置されるサテライト施設であっても、その教育の質や教育環境について、施設ごとに差異が生じている</u>状況がある
- 加えて、<u>通信制高校が行う学習サポート活動については、現行制度では、その教育活動や教育</u> 環境について、関係法令上の規定がない状況がある
  - ※学習支援を行うサテライト施設について、本年3月の法令改正により、学習等支援施設として位置づけ



- ・ 所轄庁の圏域を超えて設置される<u>広域通信制高校及びサテライト施設について、相応しい所轄庁の在り方を検討</u>することが必要ではないか。その際、「日本型学校教育」を通信制高校においても実現する観点から、所轄庁の設置認可基準の在り方や所轄庁間の連携の在り方について検討を行うとともに、地方が担うべき役割と国が担うべき役割を考慮に入れて、国と地方の適切な役割分担についても整理が必要ではないか
- ・ 通信制高校の設置後において、<u>組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認するような仕組みについても、検討が必要</u>ではないか。その際、<u>第三者による評価を促進する方策についても、検討が必要</u>ではないか